

マレーシア消費者保護法(2・完)

——紹介と翻訳——

滝 沢 昌 彦*

- I はじめに
- II マレーシア消費者保護法の概略
 - 1 マレーシアの歴史
 - 2 国家制度の概略
 - 3 マレーシアの消費者保護法制
 - 4 1999年消費者保護法の概略
 - 第1部 序
 - 第2部 誤解しやすい、または、詐欺的な行為、不実の表示、および、不公正な手段
 - 第3部 商品およびサービスの安全性
 - 第4部 第2部および第3部に関連する違反、免責および救済
 - 第5部 商品の供給における保証
 - 第6部 商品供給における保証に関する供給者に対する権利
 - 第7部 商品供給における保証に関する製造者に対する権利
 - 第8部 サービス供給における保証
 - 第9部 サービス供給における保証に関する供給者に対する権利
(以上4巻3号)
 - 第10部 製造物責任
 - 第11部 全国消費者諮問会議
 - 第12部 消費者苦情審判所
 - 第13部 執行
 - 第14部 一般規定および補足 (以上本号)

第10部 製造物責任

第66条(解釈) (1)第10部においては、特別の事情がない限り、以下のように解釈される、

「農産物」(agricultural produce)とは、農地、牧場または養魚場からの産物を意味する；

【一橋法学】(一橋大学大学院法学研究科)第5巻第1号2006年3月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科教授

「損害」(damage)とは、死亡や身体傷害、または、土地を含むすべての財産の損失または損害を意味する；

「扶養家族」(dependant)は、1956年民法(法律67号)の定義と同じ意味である；

製品の「製造者」(producer)とは、

(a)それ(製品)を生産した者；

(b)生産ではなく獲得または抽出されたものについては、獲得または抽出した者；

(c)生産、獲得または抽出されたのではないが、その(製品の)重要な特性が産業などの過程に帰することができるものについては、その過程を実施した者；

「製品」(product)とは、すべての商品を意味し、他の製品の構成部分とされたり素材とされたり等の方法で(他の製品に)組み込まれた製品を含む、ただし、次項のときは除く。

(2)第10部の適用に際しては、他の製品が構成部分または素材となる等の方法で組み込まれた製品を供給した者は、それ(他の製品を含んでいる製品)を供給したという理由だけでは、組み込まれた製品を供給したものとは見なされない。

第67条(「欠陥」(defect)の定義) (1)第10部の適用に際しては、製品の安全性が、人が一般的に期待することができる水準に達しないときには、その製品に欠陥があるものとする、ただし、次項および第3項の制限に服する。

(2)人が一般的に期待することができる水準を決定する際には、以下を含む関連する事情すべてが考慮されなければならない、

(a)製品の流通の態様および目的；

(b)製品の体裁；

(c)製品に関する標識の使用；

(d)製品に関する使用行為または禁止行為についての説明や警告；

(e)製品に関して合理的に予想される使用行為；および、

(f)製造者が製品を他の者に供給した時期(流通に置いた時期)。

(3)後に供給された製品の安全性が問題となっている製品の安全生よりも高いとい

う理由だけで(問題となっている製品の)欠陥を推定することは、第10部は要求しない。

- (4)本条の適用に際しては、製品の「安全性」(safety)とは、以下を含む、
- (a)それ(その製品)に組み込まれている製品の安全性;
 - (b)財産に対して損害を与える危険という意味での安全性;および、
 - (c)死亡または身体傷害の危険という意味での安全性。

第68条(欠陥製品に対する責任) (1)製品の欠陥により損害(全部または一部)が生じたときには、以下の者は、損害について責任を負う、

- (a)製品の製造者;
 - (b)自分の名前を製品に付すことにより、または、製品に関して商標他の標識を使用することにより、自分が製造者である旨を表示した者;および、
 - (c)営業として他の者に供給する為に製品をマレーシアに輸入した者。
- (2)製品の欠陥により損害(全部または一部)が生じたときには、損害を被った者は、損害発生後合理的な期間内に、供給者に対して、前項の者を(現存すると否とにかかわらず)特定するように求めることができる。
- (3)前項の適用に際しては、供給者が、以下のどの者に供給したかを問わない、
- (a)損害を被った者;
 - (b)欠陥がある製品が組み込まれた製品の製造者;または、
 - (c)他のすべての者。
- (4)諸般の事情を考慮して合理的な期間内に供給者が第2項による要求に応じることができないときは、供給者が、損失または損害について責任を負うものとする。
- (5)ある者から他の者へ農産物が一回のみ供給され、それが産業的な過程を経ないときには、農産物の欠陥については本条は適用されない。
- (6)同一の損害について二人以上の者が責任を負うべきときは、連帯して(joint and several)責任を負う。
- (7)本条は、第10部以外の規定により生じる責任を排除しない。
- (8)大臣は、官報に掲載される命令により、商品(または商品の種類)が製造された時から(命令により特定される)期間が経過した後は、その商品の欠陥につ

いては消費者苦情審判所または裁判所に手続を提起することができない旨を宣言することができる；この宣言がされた後は、そのような欠陥について消費者苦情審判所または裁判所に手続を提起することはできない。

第69条（損失または損害に対する責任の範囲）（1）製品の欠陥により損害（全部または一部）が生じたときに、前条により損害について責任を負う者の責任は、以下を含まない、

(a)欠陥製品自体に生じた損失や損害；

(b)欠陥製品を構成する製品（全部または一部）に生じた損失や損害；または、

(c)損失や損害が生じた時に、

(i)通常は個人的な使用、利用または消費を意図される財産；かつ、

(ii)損失や損害を被った者が、主に個人的な使用、利用または消費を意図していた財産

ではないものに生じた損失や損害。

(2)前項c号の適用に際しては、その財産（被害を被った財産）の権利を有する者が、損失または損害についての重要な事実を知った時（の内もっとも早い時）に損失や損害が生じたものとする。

(3)前項の適用に際しては、

(a)損失または損害についての重要な事実とは、その財産の権利を有する合理人が、責任を争わない被告に対して法的な手続を取り判決を得ることを正当化する程に、損失または損害が重大であると判断するような事実である；

(b)知っている事実とは、以下から合理的に入手できる知識を含む、

(i)その者が観察または確認し得る事実；または、

(ii)相談するのが合理的な適切な専門家の助けにより確認し得る事実：ただし、専門家の助けがなければ確認できない事実は、専門家の助言を得て行動する為の合理的な手段をすべて取ることを怠ったときでなければ、知っていたものとは見なされない。

第70条（他の制定法の適用）（1）1956年民事法による訴訟に関しては、ある者が第68条により責任を負うべき損害は、その者の違法な行為、過失または懈怠によって惹き起こされたものと見なされる。

- (2)製品の欠陥により損害(全部または一部)を被った者が(損害を被った後に)死亡したときは、第68条第3項(ママ)による供給者に対する要求は、1956年民事法による訴訟に関しては、死亡者の遺言執行者または扶養家族がすることができる。
- (3)損害が製品の欠陥および被害者の過失の双方に起因するときは、欠陥は、第10部により(欠陥による)損害につき責任を負う者の過失であるとして、1956年民事法を適用する。
- (4)いかなる事項についても、裁判所の裁判権を認める制定法の適用に際しては、第10部による損害賠償責任は不法行為責任と見なされる。
- (5)第3項の適用に際しては、「過失」とは、1956年民事法の定義と同じ意味である。

第71条(責任免除の禁止) 第10部に基ついて製品の欠陥により損害(全部または一部)を被った者(または扶養家族)に対して負う責任は、契約条件、告知その他の条項によって制限したり排除したりすることはできない。

第72条(免責) (1)製品の欠陥に関する第10部による民事手続においては、以下が証明されたときは、免責される、

- (a)欠陥が、制定法による要求を遵守する為に生じたこと；
- (b)その者(被告)は、いかなる時においても欠陥のある製品を他人に供給しなかったこと；
- (c)その時(供給時)には製品には欠陥がなかったこと；
- (d)その時(供給時)の科学技術の水準によっては、問題となっている製品と同じ種類の製品の製造者が(自分の支配下にある製品に欠陥があったとしても)欠陥を発見することを合理的に期待できなかったこと；または、
- (e)欠陥が、
 - (i)問題となっている製品が組み入れられた製品(「後続製品」(subsequent product))の欠陥であること：かつ、
 - (ii)(A)後続製品の設計に帰すること；または、
 - (B)後続製品の製造者の指示に従ったことに帰すること。

(2)前項の適用に際しては、「その時(供給時)」とは以下を意味する、

- (a)電気については、発生した時、ただし、伝達または配送の時以前；および、
- (b)その他の製品については、
 - (i)第68条が適用されるときには、製造者が製品を他人に供給した時；および、
 - (ii)第68条が適用されないときには、第68条が適用される者が最後に他人に製品を供給した時。

第11部 全国消費者諮問会議

第73条（全国消費者諮問会議の設立）(1)大臣は、以下の問題について諮問する為に、全国消費者諮問会議を設立することができる、

- (a)消費者問題および本法の施行に関する問題；
- (b)消費者保護および消費者問題への関心の促進；および、
- (c)本法の適正かつ効果的な施行および消費者保護の為に、大臣が（会議に）委ねるその他の問題。

第74条（会議の構成）(1)会議は、以下の構成員により構成される：

- (a)消費者問題を担当する大臣秘書官（Secretary General）またはその（秘書官の）代理人；および、
 - (b)消費者、生産者、供給者、その他の非政府系組織および学識経験者の利益を代表する最大16名の者。
- (2)前項 b 号による構成員は、
- (a)大臣により最長2年の任期を以て指名される；かつ、
 - (b)任期が終了したときには再任されることができる。
- (3)大臣は、構成員の会員の中から議長および副議長を指名する。

第75条（議長職の一時的な代行）(1)いかなる理由にせよ議長が職務を執行できないとき、または、議長職が空席となっている間は、副議長が、議長の職を代行する。

(2)いかなる理由にせよ議長および副議長の双方が議長職を執行できないとき、または、議長職および副議長職が空席となっている間は、大臣は、議長職を執行させる為に、会議の構成員を指名することができる。

(3)副議長または前項により指名された構成員は、議長職を代行している期間内は

議長であると見なす。

第76条 (会員職の空席) 第74条1項b号による会議の構成員の職は、以下のときには空席となる、

- (a)構成員が死亡したとき；
- (b)構成員が大臣宛の書面により職を辞したとき；または、
- (c)職務の任期が終了したとき。

第77条 (指名の撤回) 大臣は、以下のときには、第74条第1項b号による会議の構成員の指名を撤回することができる、

- (a)会議の構成員としての義務と関連があるか否かにかかわらず、構成員の行為が、会議への不信をもたらすとき；
- (b)会議の構成員としての義務を適切に果たすことが不可能となったとき；
- (c)以下の問責の証明または有罪判決があったとき、
 - (i)詐欺、不誠実または非道徳的行為に関連した違反；
 - (ii)腐敗に関する法の違反；
 - (iii)本法の違反；または、
 - (iv)2年を超える懲役を受ける違反；
- (d)破産宣告を受けたとき；
- (e)精神病などの理由により自分の問題を処理する能力を欠くことが明らかになったか(そのように)宣告されたとき；または、
- (f)会議の議長から書面による許可を得ないで会議の会合を3回続けて欠席したとき。

第78条 (辞職) 第74条第1項b号により指名された会議の構成員は、何時でも、大臣宛の書面により職を辞することができる。

第79条 (空席の補充) 第74条第1項b号により指名された会議の構成員が職を失ったときは、大臣は、空席となった構成員の任期の残期を補充する為に、他の者を指名することができる。

第80条 (会議の事務局および他の事務官) 会議の事務局 (Secretary) および会議を補佐する為に必要なその他の事務官が指名される。

第81条 (手当) 第74条第1項b号により指名された会議の構成員は、大臣が決

定する手当を支給される。

第82条（その他の者の招聘）(1)会議は、討議する問題について助言を得る為に、いかなる者でも、会議または協議に出席するように招聘することができる、ただし、その者は、会議または協議での投票権を有しない。

(2)前項により招聘された者は、会議が決定する報酬を受ける。

第83条（決議および手続の有効性）本法による決議や手続は、以下の理由により（効力に）疑問を持たれることはない、

(a)会議の構成員の空席、または、構成の欠如；または、

(b)問題の争点に関係しない懈怠、逸脱または規則の違反。

第84条（会議に関する規則）大臣は、第11部に関して、必要または適切と判断する規則を制定することができる。

第12部 消費者苦情審判所

第85条（消費者紛争の為の審判所の設立）「消費者苦情審判所」と称される審判所を設立する。

第86条（審判所の構成）(1)審判所は、大臣により指名される以下の構成員により構成される：

(a)法律専門家より指名される議長および副議長；および、

(b)以下の者よりなる最小5名の構成員

(i)1976年弁護士法（1976年法律166号）、サバ弁護士条例（Cap 2号）またはサラワク弁護士条例（Cap110号）での資格を有する者；

(ii)前号には該当しないが、下級裁判所法（1948年法律92号）の別表第4に記載された職にある者またはあった者；または、

(iii)1号の者または2号の者の双方。

(2)前項b号による構成員は、

(i)最長3年の任期を有する；かつ、

(ii)任期が終了したときには再任されることができ、3期以上連続して指名されることはできない。

第87条（議長職の一時的な代行）いかなる理由にせよ議長が職務を執行できな

いとき、または、議長職が空席となっている間は、副議長が議長の職を代行する。

第88条（構成員の空席） 審判所構成員の職は、以下のときには空席となる、

- (a)構成員が死亡したとき；
- (b)構成員が3カ月の告知期間を以て大臣宛の書面により職を辞したとき；または、
- (c)職務の任期が終了したとき。

第89条（指名の撤回） 大臣は、以下のときには、第86条1項b号による審判所構成員の指名を撤回することができる、

- (a)審判員の構成員としての義務と関連があるか否かにかかわらず、構成員の行為が、審判所への不信をもたらすとき；
- (b)審判所の構成員としての義務を適切に果たすことが不可能となったとき；
- (c)以下の問責の証明または有罪判決があったとき、
 - (i)詐欺、不誠実または非道徳的行為に関連した違反；
 - (ii)腐敗に関する法の違反；
 - (iii)本法の違反；または、
 - (iv)2年を超える懲役を受ける違反；
- (d)破産宣告を受けたとき；
- (e)精神病などの理由により自分の問題を処理する能力を欠くことが明らかになったか（そのように）宣告されたとき；または、
- (f)議長から許可を得ないで審判を3回続けて欠席したとき。

第90条（辞職） 第86条第1項b号により指名された審判所の構成員は、何時でも、3カ月の告知期間を以て大臣宛の書面により職を辞することができる。

第91条（空席の補充） 審判所の構成員が職を失ったときは、大臣は、空席となった構成員の任期の残期を補充する為に、他の者を指名することができる。

第92条（報酬） (1)第86条第1項a号により指名された審判所の構成員は、大臣が決定する固定手当および他の手当を支給される。

(2)第86条第1項b号により指名された審判所の構成員は、大臣の決定に従って以下の手当を支給される、

- (a) 審判所の審判の期間中の日当；および、
- (b) 滞在費、旅費および（その他の）必要費。

(3) 第1項および前項による報酬は、統合基金' (Consolidated Fund) から支払われる。

第93条（審判所の事務局および他の事務官） (1) 審判所の事務局 (Secretary)、および、審判所の職務を執行する為に必要な数の事務官が指名されるものとする。

(2) 議長は、審判所の事務官を一般的に管理する権限を有する。

(3) 本法の適用に際しては、審判所の事務局は、審判所の事務官と見なされる。

第94条（公務員としての見なし規定） 職務執行中の審判所の構成員および事務官は、刑法における公務員 (public servants) であると見なされる。

第95条（審判所に対する訴訟の不可能） 権限を行使している間の行為、不作為または過失に関して、審判所または（審判所の）構成員もしくは事務官に対して訴え、訴訟、告発や手続がされたときは、公務保護法（1948年法律198号）が適用される。

第96条（審判所の審判） (1) 審判所の権限は、以下の者のいずれかが単独で行使するものとする、

- (a) 審判所の議長；
- (b) 審判所の副議長；または、
- (c) 議長が選任する審判所の構成員。

(2) 審判所は、議長が決定する日時および場所において複数の審判をすることができる。

(3) 苦情処理手続を扱っている者が死亡、能力喪失などの理由で審理や決定をすることが不可能となったときは、その手続は、審判所の他の構成員が新たに審理する、ただし、当事者が、他の構成員が手続を継続することに合意したときはこの限りではない。

(4) 苦情処理手続が未決定の間に本条の審判所構成員の指名任期が終了するときには、任期は、苦情が最終的に処理されるまでは延期されたものと見なされる。

第97条（手続の開始） 消費者は、本法に基づく消費者としての権利に関する紛

争により被った損失に対して、所定の書式および手数料を提出して、審判所に審判を求めることができる。

第98条(審判所の管轄) (1)審判所は、審判が求められている総額が1万リンギットを超えない範囲で管轄権を有する、ただし、次条および第100条のときはこの限りでない。

(2)前項の制限の下に、審判の被申請人は、以下のように債務支払または相殺の主張をすることができる、

(a)抗弁として；または、

(b)反訴として。

(3)前項に述べた方法により被申請人が債務支払または相殺の主張をしたときは、審判所は、

(a)抗弁を認める；または、

(b)苦情の取下、放棄または却下のときには反訴を審理して決定する。

(4)審判所での審判は、後続する損失や損害を扱うこともできる。

第99条(管轄の限界) (1)本法に明示の規定がない限り、審判所は、以下の苦情についての管轄を有しない、

(a)土地、不動産または土地上の権利の回復を求める苦情；

(b)土地、不動産または土地上の権利または特権が争われている苦情；

(c)以下が問題となる苦情、

(i)遺言、死因処分または(相続による)承継に基づく権利；

(ii)営業権；

(iii)無体財産権；または、

(iv)トレードシークレットなどの知的財産権。

(2)審判所の管轄は、紛争後3年以内に申請された請求原因による苦情に限られる。

(3)本条は、身体障害や死亡による苦情を扱う権限を審判所に与えるものではない。

(4)第1項の適用に際しては、「土地」は土地上の定着物を含まない。

第100条(合意による管轄の拡張) (1)審判や争点の対象の価値が1万リンギットを超えている場合でも、当事者が、審判所の審理・決定権に服する旨の書面による合意をしたときには、審判所は、苦情を審理して決定する権限を有する。

(2)前項による合意は、以下の時にすることができる、

(a)苦情が第97条により提出される以前；または、

(b)苦情が第97条により提出されたときは、審判所が、第107条第3項により苦情に関して和解調書を作成する前、または、第112条により苦情について決定する前。

第101条（管轄に含める為の放棄） (1)申請者は、苦情を審判所の管轄に含める為に、1万リングットを超える部分について（申請を）放棄することができる。

(2)前項により申請の一部が放棄されたときは、第107条第3項による和解調書または第112条による審判所の審決は、放棄された額につき、以下の各号の者を免責する、

(a)和解の当事者；または、

(b)苦情および審決が向けられた者。

第102条（申請の分割の禁止） 同一当事者に対する同一問題について、審判所の管轄に含める為に、苦情の分割または複数の苦情申立をすることはできない。

第103条（審判所の追加的管轄） (1)第98条および第99条または本法の一般性を害することなく、大臣は、官報に掲載される命令により、追加的事項を審判所の管轄に含めることを規定することができる。

(2)前項による大臣の権限は、消費者が救済を求める権利を有する制定法上の制度があるときには、その制定法が適用されるべき事項には及ばない。

第104条（裁判所の権限の排除） (1)苦情が審判所に提出されて審判所の管轄に含まれるときは、その苦情において争われた争点は、当初の苦情に含まれていたか審理の過程において主張されたかにかかわらず、裁判所における同一当事者間の手続の対象とされてはならない、ただし、以下のときはこの限りでない、

(a)裁判所における手続が、苦情が審判所に提出される以前に開始されたとき；または、

(b)審判所において苦情が取下、放棄または却下されたとき。

(2)前項 a 号が適用されるときには、（裁判所での）手続が関係する争点は、当初の苦情に含まれていたか審理の過程において主張されたかにかかわらず、審判所における同一当事者間の手続の対象とされてはならない、ただし、裁判所に

おける手続が取下、放棄または却下されたときはこの限りではない。

第105条（毀損する危険のある商品の処分） 苦情の対象である商品に毀損の危険があり、苦情の最終的な解決まで保管することに過分の費用と手間を要するときには、審判所は、手続当事者の申請に基づいて何時でも、以下を命じることができる、

(a)商品の売却；および、

(b)第112条による審判所の審決に基づく売却利益の配当。

第106条（申請および審理の通知） 第97条により申請が提出されたときは、審判所の事務局は、所定の書式により、申請者および被申請者に対して審理の日時および場所を通知する。

第107条（和解の為の交渉） (1)審判所は、管轄するすべての苦情につき、すべての事情を考慮して、苦情に関して和解の為の交渉を当事者に勧めることが適切であるか否かを判断する。

(2)前項の一般的性格を害することなく、（和解の為の交渉を勧めるか否かの）判断をする際には、審判所は、和解の為の交渉をする（一方または双方）当事者の交渉能力を損なうと思われる事情を考慮するものとする。

(3)当事者が和解を成立させたときには、審判所は、和解を承認して調書を作成するものとする、このときには、和解は、審判所の審決と同様の効力を有する。

(4)以下のときは、審判所は、紛争を決定する手続へ進まなければならない、

(a)審判所が、苦情について和解の為の交渉を当事者に勧めることが適切ではないと判断するとき；または、

(b)当事者が、苦情について和解を成立させることができなかつたとき。

第108条（審理に出席する権利） (1)苦情の審理に際しては、各当事者は、審理に出席して発言する権利がある。

(2)いかなる当事者も、弁護士 (advocate and solicitor) を代理人とすることはできない。

(3)前項の制限の下に、しかし、1976年弁護士法第37条にもかかわらず、

(a)法人または（法人格のない）団体は、常勤の使用人を代理人とすることができる；

- (b)未成年者他の無能力者は、任意の者または法定後見人を代理人とすることができる。
- (4)一方当事者が前項の規定により代理人を選任するときは、審判所は、審理が他方当事者に著しく不利にならないように、必要と考える条件を付けることができる。

第109条（審理の公開） 審判所におけるすべての審理は、公開で行われる。

第110条（証拠） (1)審判所は、以下のことができる、

- (a)審判所が必要と判断する限りで、（書面か口頭かを問わず）宣誓（oath）または確約（affirmation）による証拠の受理もしくは受領、または、すべての者の証人尋問；
- (b)書籍、書類、文書、記録または証拠物の（審判所への）提出の要求；
- (c)宣誓、確約または法律による宣言；
- (d)適切と判断するその他の証拠の探索および収受、その他の調査；
- (e)証言または所有する文書、記録等の提出、または、その他の方法で審判所の判断を助ける為の審判の当事者などの審理への招聘；
- (f)専門家からの証言の受理；または、
- (g)苦情の迅速な決定の為に必要または適切な命令その他の処置。

(2)本条による招聘は、下級裁判所による招聘と同様に扱われて執行される。

第111条（当事者欠席の審判） 審判所は、審判の当事者が欠席した場合でも、審理の通知が適切に欠席当事者に到達したことが審判所に証明されたときは、苦情を審理して決定することができる。

第112条（審判所の審決） (1)審判所は遅滞なく審決をすべきであり、可能な限り、審判所での審理が開始した日から60日以内に審決をしなければならない。

(2)前項による審判所の審決においては、以下（一つまたは複数）を要求することができる、

- (a)手続の当事者が他の当事者に対して金銭を支払うこと；
- (b)本法または消費者が当事者となっている契約に従った商品の供給または再供給；
- (c)消費者に対する供給または再供給された商品の交換または修理；

- (d)消費者他の者が支払または供給した代金その他の対価の返還；
 - (e)当事者による保証の実行；
 - (f)申請者が被った損失または損害を補償する為の金銭の支払；
 - (g)契約（全部または一部）の変更または破棄；
 - (h)当事者に生じた費用の償還；
 - (i)支払うべき金銭について、当事者間の特段の合意がない限り、年8パーセントを超えない利息の支払；
 - (j)申請の棄却。
- (3)前項 f 号は、審判所に、非金銭的な損失または損害に対する損害賠償を命じる権限を与えるものではない。

第113条（法律問題についての高等裁判所判事への照会）(1)審判所は、前条による審決をする前に、裁量により、以下の法律問題について高等裁判所の判事に照会することができる、

- (a)手続の過程において生じた問題；
 - (b)照会に値する重要性があると審判所が判断する問題；
 - (c)（その問題を）審判所が判断することに、照会に値する疑義が生ずると審判所が判断する問題。
- (2)審判所が前項により法律問題について高等裁判所の判事の判断を求めたときは、その判断に従った審決をしなければならない。
- (3)（この為に）法務長官によって任命された連邦顧問官は、本条による高等裁判所における手続に、審判所の為に出席することができる。

第114条（決定の理由） 審判所は、いかなる手続においても、手続における審決には理由を付けなければならない。

第115条（命令および和解の文書による記録） 審判所は、以下の条項について文書による記録を作成し、または、作成させなければならない、

- (a)第197条第3項により当事者が成立させた和解；および、
- (b)第112条により審判所がした審決。

第116条（審判所の決定の最終性）(1)第107条第3項により調書が作成された和解や第112条により審判所がした審決は、

- (a)最終的であり、手続のすべての当事者を拘束する；かつ、
- (b)治安判事裁判所の命令と見なされ、手続当事者に対して執行される。

(2)前項b号の適用の際には、審判所の事務局は、審決の謄本を、審決が関連する場所または審決がされた場所を管轄する治安判事裁判所へ送付し、裁判所は、その謄本を記録しなければならない。

第117条（（命令に）従わないときの刑事罰）(1)審判所の審決に14日以内に従わない当事者は、違反を犯したことになり、5000リングットを超えない罰金または2年を超えない懲役（または罰金と懲役の双方）を科せられる。

(2)違反が継続するときには、違反者は、前項の刑罰に加えて、違反が継続する期間一日1000リングットを超えない罰金を科せられる。

第118条（規定が存在しないときの手続）本法他の法律の制限の下で、審判所は、妥当かつ適切と判断する手続を採用する。

第119条（方式の不遵守）審判所の手続、決定他の文書は、方式を遵守していないという理由で無効とされることはない。

第120条（文書の処分等）(1)審判所は、手続が終了した時には、手続における文書、記録他の財物を、適切な所有者に交付するか適切と判断する方法で処分する命令をすることができる。

(2)前項の文書、記録他の財物が6カ月を経過しても何者かに交付されないときは、文書、記録他の財物の所有権は国庫に移転して帰属したものと見なされる。

第121条（善意（good faith）で行われた作為または不作為）以下の者が、本法に基づく職務の実行または権限の行使の際にした善意の作為または不作為に対しては、裁判所に対して訴えの提起または維持はできない、

- (a)審判所；
- (b)審判所の構成員；
- (c)審判所の為に行動する権限を有する者。

第122条（審判所に関する規則）(1)大臣は、審判所に関して、必要または妥当な規則を制定することができる。

(2)前項の一般性を害することなく、以下の事項に関して規則を制定することができる、

- (a)審判所の構成員の責任および監督の為の規定；
- (b)審判所における手続の規定；
- (c)書式の規定；
- (d)手数料および徴収に関する規定；
- (e)第12部により必要とされる規定。

第13部 執行

第123条（調査権限） 補助監督者は、本法の違反について調査する権限を有する。

第124条（身分証） 補助監督者は、本法に基づいて行動しているときは、（相手方の）求めに応じて所属を明らかにし、（補助監督者の行為の）相手方または（補助監督者が）情報の提供を求めている者に対して（監督者が携帯を命じる）身分証を提示しなければならない。

第125条（令状による搜索） (1)治安判事は、宣誓した上での後の書面による情報および必要な審尋を経た後に、ある場所において本法の違反が行われたと信じる合理的な理由があると考えるときは、令状を発行して、令状で指名する補助監督者に、昼夜を問わず合理的な時間に（場合により）補助人を付けて（必要なら）武力をもって当該場所に立ち入り、以下の行為をする権限を与えることができる、

- (a)本法の違反の証拠となると合理的に信じられる商品、物、書籍、文書または記録等の搜索および押収；
 - (b)違反の有無を調査などで確定する為に、当該場所で発見された商品や物の見本の収集；および、
 - (c)当該場所で発見された書籍、文書または記録等（全部または一部）の複写。
- (2)性質、容量または分量の為に、前項による商品、物、書籍、文書または記録等の移動が实际的でないときには、補助監督者は、何らかの方法により、商品、物、書籍、文書または記録等を発見場所または容器に封印しなければならない。
- (3)適法な権限がないのに前項による封印を破壊、変更または損傷し、または、封印された商品、物、書籍、文書または記録を移動する（または移動を試みる）ことは、違反となる。

- (4)本条に基づいてある場所に立ち入る補助監督者は、必要と考えられる補助人を同行し、または、(必要と考えられる)装置を携帯することができる。
- (5)補助監督者は、本条に基づく権限を行使する際には、必要に応じて以下の行為をすることができる、
- (a)当該場所の外部または内部の扉を壊して開けて立ち入ること；
 - (b)武力により当該場所(または場所の一部)に立ち入ること；
 - (c)権限による立入、搜索、押収または(物品の)移動に対する妨害を武力により排除すること；および、
 - (d)搜索が終了するまで当該場所で発見された者を拘束すること。

第126条(令状によらない搜索および押収) 前条の状況の下にある補助監督者は、令状の入手による遅延の為に搜索に不利益が生じ、または、違反の証拠が変更、隠滅、損傷または滅失されると信じる合理的な理由があるときには、前条による令状に基づく権限がある場合と同様に、当該場所に立ち入り、当該場所において前条に掲げられた権限を行使することができる。

第127条(押収した品目の目録) (1)次項および第3項の場合を除いて、第13部により商品、物、書籍、文書または記録等を押収したときは、押収した公務員は、押収した品目の目録を作成し、即座に、署名した(目録の)複本を、第125条または前条により搜索した場所の支配者または(支配者の)代理人もしくは使用人に当該場所において交付しなければならない。

(2)自動販売機から商品を押収した場合には、押収した公務員は、即座に、署名した(目録の)複本を、販売機に名前および住所が(販売機の所有者として)記載されている者に交付しなければならない、ただし、名前および住所が記載されていないときには、販売機が設置または固定されている場所の支配者に交付しなければならない。

(3)場所の支配者がいないときには、押収した公務員は、可能である限り、押収された品目の目録を当該場所に分かりやすい方法で掲示しなければならない。

第128条(事件を知る者の同席を求める権限) (1)本法に基づく調査をする補助監督者は、書面による命令に基づき、事件の事実や状況を知ると考えられる者の同席を求めることができ、そのときには、その者は要求通りに同席しなければならない。

ならない。

- (2)求められた者が同席を拒否するときには、補助監督者は(その拒絶を)治安判事に報告することができる、このときは、治安判事は、前項による命令で求められている同席を確保する為に招聘状を発しなければならない。

第129条(事件を知る者の審尋) (1)本法に基づく調査をする補助監督者は、事件の事実や状況を知ると考えられる者を、口頭で審尋することができる。

- (2)その者は、事件に関する補助監督者の質問すべてに答える法律上の義務を負うが、彼(その者)が告発、科刑または没収される可能性がある質問については、返答を拒否することができる。

- (3)本条に基づいて陳述をする者は、陳述(全部または一部)が質問に対する返答であるか否かにかかわらず、真実を述べる法律上の義務を負う。

- (4)第1項によりある者を調べようとする補助監督者は、これに先立って、第2項および前項について告知しなければならない。

- (5)本条に基づいてなされた陳述については、次条第2項による警告がされたか否かにかかわらず、以下のときには、可能な限り、書面を作成して陳述者が署名または拇印を捺印しなければならない、

- (a)その者(陳述者)に理解できる言語により読み聞かせられたとき;かつ、
(b)その者(陳述者)が訂正をする機会を与えられたとき。

第130条(陳述の証拠能力) (1)本法の違反として訴えられたときには、陳述は、
自白であるか否か口頭か書面かにかかわらず、何時なされたものであっても、
訴えの前であるか後であるか、本法による調査においてであるか否か、(全部
または一部が)質問に対する返答であるか否か、補助監督者による審理中か否
か、他の補助監督者等により通訳されたか否かを問わず、また、これと異なる
他の制定法にかかわらず、裁判において証拠として許容される、訴えられた者
が証人として陳述したときには、陳述は反対尋問で使用され、または、証人の
信用性を攻撃する為に使われることもできる。

- (2)前項の陳述は、

- (a)以下のときには、前項による(証拠としての)許容または使用はできない、
(i)訴えの手續において権限を有する者の誘導、強迫または約束により陳述が

され、それ（陳述）により手続上の一時的な利益の享受または不利益の回避ができると合理的に（陳述者が）思う理由があると（裁判所が）判断したとき；

(ii)逮捕後に陳述がされた場合には、以下（または同様の）文言により警告がされたときと裁判所が判断しなかったとき；

「あなたには発言する義務も質問に答える義務もないが、あなたが言ったことは、質問に対する返答であると否とにかかわりなく、証拠とされる可能性があります」；かつ、

(b)もし警告をする時間がなく陳述がされた場合には、可能な限り早く警告がされたときには、警告がなかったという理由のみでは証拠は排除されない。

(3)これと異なる他の制定法にかかわりなく、違反を告発され第1項が適用される者は、前項による警告がされた後は事件に関して質問に返答する義務を負わない。

第131条（押収された商品等の没収）(1)本法による権限に基づいて押収された商品、物、書籍、文書、記録等は、没収することができる。

(2)本法による権限に基づいて押収された商品、物、書籍、文書、記録等を没収または解放する命令は、これに関する手続をした裁判所がする、そして、本法の違反が裁判所に証明され、商品、物、書籍、文書、記録等が違反の対象であるか違反に使用されたことが証明されたときには、違反による有罪判決がなくとも、商品、物、書籍、文書、記録等を没収する命令をする。

(3)本法による権限に基づいて押収された商品、物、書籍、文書、記録に関して刑事手続がされないときは、商品、物、書籍、文書、記録等は、押収された者に対して（押収された商品、物、書籍、文書、記録等に関する）刑事手続がされない旨の通知がされた時から1カ月を経過した時に没収されたものとする、ただし、その時（1カ月経過した時）より以前に次項、第5項または第6項による異議がされたときは、この限りではない。

(4)前項の商品、物、書籍、文書、記録等の所有者である旨、および、これら（商品等）は没収されるべきではない旨の異議を申し出る者は、直接または書面により委任された代理人を通して（その商品、物、書籍、文書、記録等を）保管

する補助監督者に対して、書面により(上記の)異議をすることができる。

- (5)前項の通知を受領したときは、補助監督者は、この問題を治安判事の判断に委ねなければならない。
- (6)前項により問題を委託された治安判事は、商品、物、書籍、文書、記録等の所有者である旨主張する被押収者の出頭を命じる召喚状を発し、召還状の適切な送付が証明された場合には、出頭の有無にかかわらず(治安判事は)この問題を審査し、本法の違反があり、商品、物、書籍、文書、記録等が違反の対象であるか違反に使用されたことが証明されたときは没収する旨を命じ、そのような証明がないときは解放する旨を命じる。
- (7)押収された商品、物、書籍、文書、記録等は、補助監督者に引き渡され、治安判事の決定に従って処分される。
- (8)本法による権限に基づいて押収された商品、物、書籍、文書、記録等が性質上損傷しやすいとき、短期間で自然に滅失するとき、(商品、物、書籍、文書、記録等の)保管に過分の費用を要し(保管が)実際的ではないとき、または、(商品等の保管により)公衆への危害が生じると思われるときは、監督者は、何時でも商品、物、書籍、文書、記録等を売却して、本法による手続の結果に従って売却金を保持する旨命じることができる。

第132条(押収された商品等の保管の費用) 本法による権限に基づいて押収された商品、物、書籍、文書、記録等が(本法の違反に関する)手続が終了するまで政府により保管される場合の保管費用は、違反により有罪とされた者がいるときには、その者の政府に対する負債となり償還されなければならない。

第133条(押収による費用や損害は補償されない) 本法による権限に基づいて押収された商品、物、書籍、文書、記録等に関する手続においては、合理的な理由がないのに押収された場合でない限り、手続の費用、損害他の救済を求めることはできない。

第134条(情報提供者の保護) (1)以下(次項以降)の場合を除き、民事または刑事手続における証人は、情報提供者の氏名や住所、情報の内容や性質等情報提供者を発見する手がかりとなる事項を開示する義務を負わないし、開示は認められない。

(2)民事または刑事手続で証拠とされ、または、取り調べられる商品、物、書籍、文書、記録等が、情報提供者の特定、記述または（情報提供者の）発見の手がかりとなる記載を含むときは、裁判所は、情報提供者の発見の防止に必要な範囲で記載の隠匿または削除をすることができる。

(3)本法の違反の審理中に、裁判所が、十分に調べた後に、情報提供者が真実ではないと知りつつ意図的に重要な（不実の）事実を述べたと考えるとき、または、他の手続において、裁判所が、情報提供者を開示しなければ当事者間の公平を実現することができないと考えるときは、裁判所は、書面の原本の提出を求め、情報提供者に関する質問を許し、さらに、（情報提供者の）完全な開示を求めることができる。

第135条（情報提供の報酬） 罰金を含む有罪判決がされたときは、罰金を科す裁判所は、検察官の申出により、罰金の額の半分を超えない範囲で（裁判所が）妥当と考える額を、有罪判決につながった情報を提供した者に支払うように命じることができる。

第136条（押収されるべき商品等の隠匿または破壊） 本法により押収されるべき商品、物、書籍、文書、記録等を隠匿または破壊した者は、違反を犯したことになり、5万リングットを超えない罰金または3年を超えない懲役（または罰金と懲役の双方）を科される。

第137条（情報に関する違反） (1)以下の行為をした者は、違反を犯したことになり、2000リングットを超えない罰金または6カ月を超えない懲役（または罰金と懲役の双方）を科される、

(a)本法による申請、報告他の文書に虚偽の情報を含めたとき；

(b)補助監督者が本法に基づいて求めた事項に関して誤った事実、情報や陳述をし、または、（誤った情報提供の）原因を作ったとき；

(c)補助監督者が本法に基づいて事実、情報や陳述を求める目的でした質問に対して、返答の拒絶または誤った返答をしたとき；または、

(d)補助監督者に求められた文書を提出せず、または、拒絶したとき。

(2)前項は、告発、科刑または没収される可能性がある質問に返答し、または、（告発等の可能性がある）情報提供をする義務があるように解釈されてはなら

ない。

第138条(補助監督者に対する妨害) 補助監督者が本法に基づく権限を行使する際に妨害、介入、侮辱または干渉をする者は、違反を犯したことになる。

第139条(機密情報の使用) (1)本法により入手した機密情報を使用した者は、違反を犯したことになり、10万リンギットを超えない罰金または5年を超えない懲役(または罰金と懲役の双方)を科される。

(2)前項は、以下のときに情報の開示を禁ずるものと解釈されてはならない、

(a)本法の適正な執行の目的または執行の際の開示；

(b)法的手続の為の開示；

(c)本法による調査の為の開示；

(d)政府への助言の為の開示、または、大臣が書面により情報を受ける権限を認められた者への開示；または、

(e)本法の施行に関して政府が統計資料を作成する目的または作成する際の開示。

第14部 一般規定および補足

第140条(領収書) (1)消費者に対して商品やサービスを供給または供給の申出をした者は、(規則により)規定される価格を超える商品やサービスの購入については領収書を発行しなければならない。

(2)前項の規定にかかわらず、消費者が求めるときは、商品やサービスの購入について消費者に対して領収書を発行しなければならない。

(3)本条により発行される領収書は、以下の項目を含まなければならない、

(a)供給者の営業上の名称および住所；

(b)購入の日付；

(c)購入された各品目それぞれについて支払われた金額；

(d)支払われた代金の総額、ただし、税として支払われた金額については特別の記載を要する；

(e)(本号が適用されるなら)商品の形式およびモデル番号；および、

(f)規則で規定されるその他の細目。

(4)大臣は、官報に掲載される命令により、ある営業(またはある種の営業)につ

いて本条を適用しないことができる。

(5)本条を遵守しない者は、違反を犯したものとする。

第141条（遵守を命じる権限）（1）ある者が本法を遵守していない、遵守しなかった、または、遵守しないであろうと監督者が信じるだけの合理的な理由があるときは、監督者は、以下の命令を発することができる、

(a)本法の不遵守をやめること；

(b)本法の不遵守または意図している不遵守を差し控えること；または、

(c)本法の不遵守の継続をやめること。

(2)前項による命令は、書面による理由を付して、命令の名宛人（全員）に対して送達され、送達の時から直ちに効力を生じる。

(3)本条の適用に際しては、送達は、個人的もしくは受取通知（A.R.）付の郵便、電報、ファクシミリ他の電子的手段または名宛人に書面で伝達されるその他の伝達手段によってすることができる。

(4)第1項により命令を発する権限は、監督者が行使することもできるし、監督者から書面による委任を受けた公務員が行使することもできる。

第142条（法律上の命令の不遵守） 監督者または監督者から書面による委任を受けた公務員が発する命令を遵守しなかった者は、本法による違反を犯したものとする。

第143条（法人による違反） 法人が本法に違反した場合には、違反の時ににおいて法人の支配人、管理人、事務局等の役職にあった者または同様の資格で行動する意図のあった者は、法人と同様に、違反を犯したものとする、ただし、その者が知らない間に、または、その者の同意や黙許がなく違反がなされ、かつ、その者が、違反を防止する為の合理的な注意および努力をしていたことが証明されたときは、この限りでない。

第144条（被用者、代理人、または代理人の被用者による違反） ある者（以下「本人」と言う）について以下の者が本法の違反を犯した場合には、本人が違反を犯したものとする、

(a)本人の被用者；

(b)本人の代理人；または、

(c)本人の代理人の被用者、

ただし、本人が以下の証明をしたときには、この限りでない、

(aa)彼(本人)が知らない間に違反がなされたこと、または、彼(本人)が、違反を防止する為に合理的な注意をしていたこと；かつ、

(bb)以下の各号の状況で違反がされたこと、

(i)被用者による違反のときは、被用者が、本人の営業の範囲外で違反を犯したこと；または、

(ii)代理人による違反のときは、代理人が、本人の為に行動しているのではない時に違反を犯したこと；または、

(iii)代理人の被用者による違反のときは、代理人による本人の営業の範囲外であること、または、代理人の為に行動しているのではない時に違反を犯したこと。

第145条(一般的な刑罰) (1)刑罰が明示的に規定されていない本法の違反により有罪とされた者は、5万リングットを超えない罰金または3年を超えない懲役(または罰金と懲役の双方)を科され、2度目以降の違反については10万リングットを超えない罰金または5年を超えない懲役(または罰金と懲役の双方)を科される。

(2)刑罰が明示的に規定されていない本法の違反により有罪とされた法人は、10万リングットを超えない罰金を科され、2度目以降の違反については20万リングットを超えない罰金を科される。

(3)本法の違反により有罪とされた者または法人は、違反が継続するときには、本法に規定された罰金に加えて、判決後も違反が継続する間一日につき1000リングットを超えない罰金を科される。

第146条(違反の示談(compounding)) (1)監督者、副監督者または監督者から書面による委任を受けた者は、違反者に対する書面による申出によって、命令により決定される期間内に(監督者、副監督者または監督者から書面による委任を受けた者に対して)違反に対する罰金の最大額の50パーセントを超えない額を支払うことにより、違反の示談を提案することができる、ただし、第3部の違反、第138条および139条の違反を除く。

(2)前項による(示談の)申出は、違反が犯された後、違反に対する手続が開始される前なら何時でもすることができる、そして、申出の金額が命令の期間内に支払われないとき、または、監督者、副監督者もしくは監督者から書面による委任を受けた者が猶予した期間内に支払われないときは、申出の相手方に対する手続を開始することができる。

(3)第1項により違反の示談がされたときは、

(a)示談した者にたいして違反による手続を開始することはできない；かつ、

(b)違反に関して押収された商品、物、書籍、文書または記録等は、直ちに解放されなければならない。

(4)監督者、副監督者または監督者から書面による委任を受けた者に対して支払われた金銭は、連邦統合基金(Federal Consolidated Fund)に属する。

第147条(手続の開始) 本法の違反に対する刑事手続、または、(違反に)関する刑事手続は、検察官(Public Prosecutor)の書面による同意がなければ開始しない。

第148条(違反を審理する権限) これと異なる制定法にかかわらず、第1級治安判事裁判所は、本法の違反を審理して罰金を科する権限を有する。

第149条(公務員の保護) 以下の行為に対しては、裁判所に訴訟その他の手続を提起することはできない、

(a)監督者、副監督者、補助監督者または本法により適法に指名された公務員に対して、本法を実施する目的でなされた命令等；および、

(b)監督者、副監督者もしくは本法により適法に指名された公務員の命令、指示や監督に従ってなされた行為、または、命令、指示や監督に従うことを目的とした行為、ただし、その行為が、誠実に、かつ、その目的に必要であると合理的に信じて行われた場合に限る。

第150条(規則) (1)大臣は、本法の規定を実施する為に必要または妥当な規則を制定することができる。

(2)前項の一般性を害することなく、その規則は、以下を規定することができる、

(a)ある特定(またはある種類)の商品やサービスにつき、以下の項目に関して消費者に与えるべき情報の基準を規定すること；

- (i)商品またはサービスの種類、品等、分量、起源、効率、細目(Care)、構成、内容、意匠、構造、仕様、価格、仕上がり、梱包、(販売)促進や供給に関する情報の開示；および、
- (ii)商品またはサービスの供給や(販売)促進に関して情報が開示されるべき方式や態様；
- (b)本法の適用の為の書式の規定；
- (c)本法に基づく手数料または徴収や支払の方法の規定；
- (d)領収書に含まれるべき細目および領収書が要求される取引金額の規定、ただし、異なる取引について(それぞれ)異なる金額を定めることもできる；および、
- (e)本法に基づいて規定が必要とされ、または、規定することができるすべての問題、また、本法を実施する為に必要または妥当な規定についての規制。

付記 本稿の執筆に際しては、平成17年度科学研究費補助金(基盤研究(A))(代表者：円谷峻横浜国立大学教授)(課題番号：17252004)の援助を受けている。